

甲農振第1097号
令和6年2月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲賀市長 岩永 裕貴

| | | |
|------------------|--|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 甲賀市甲賀地区 () | |
| 地域名 (同種要件集落名) | 人・農地プラン 岩室、神、大久保、鳥居野、油日、神保、隠岐、高野、相模、大原上田、上野、小佐治、櫛野、毛枚 同種要件(大原中、高嶺、五反田、和田、田堵野) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年2月7日 (第1回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほとんどの集落に集落営農組織が存在し法人化されている。ただ、役員の高齢化が進み、組織の継承が課題となっている。
他に法人やサポート事業体が存在し地域農業の補完機能を果たしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模の大きな集落は集落単独で継承は可能であるが、今後は集落間での連携を強化し、互いに情報交換して今後の在り方を見直していく必要がある。特に今後の組織の継承者の在り方をテーマに議論する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 773.4 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 773.4 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。水田の利用については、農地の特性(形状、面積、水利条件等)をみて活用方法を検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| | |
|---|------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 | |
| 岩室 | 農事組合法人で一農場化を目指す。 |
| 神 | 集落営農法人とサポート事業体が連携して集落の農地を守る。 |
| 大久保 | 集落営農法人と認定農業者が連携して集落の農地を守る。 |
| 鳥居野 | 認定農業者とサポート事業体が連携して農地を守る。 |
| 油日 | 集落営農法人と認定農業者で農地を守る。条件不利農地の見直しを進める。 |
| 神保 | 集落営農法人とサポート事業体が連携して集落の農地を守る。 |
| 隠岐 | サポート事業体と担い手が連携して農地を守る。 |
| 高野 | 集落営農法人と新規就農者(園芸)連携して集落の農地を守る。 |
| 相模 | 法人とサポート事業体が農地を守る。 |
| 大原上田 | 認定農業者と法人が連携して農地を守る。 |
| 上野 | 集落営農法人が中心となって集落の農地を守る。 |
| 小佐治 | 集落営農法人と認定農業者が連携して集落の農地を守る。 |
| 櫛野 | 集落営農法人を核として集落の農地を守る。 |
| 毛枚 | 地域外の営農組織や地域内の若手耕作者で集落の農地を守る。 |
| 同種要件 | 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 | |
| 効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。 | |
| (3)基盤整備事業への取組方針 | |
| 担い手のニーズ、地域の意向を踏まえ、各種補助事業を活用し、農用地の大区画化・本用下等のための基盤整備事業を進める。 | |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 | |
| 【新規就農者支援】 | |
| 認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。 | |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 | |
| JAを中心に、検討を開始している。 | |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 | | |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策をしなければならない場所を特定し、実施する。
- ②環境こだわり農産物の生産に取り組む。
- ③スマート農業機械を導入し、省力化に取り組む。